ベトナム税制等視察研修報告

視察団団長

はじめに

から15日にかけてベトナム・ハノイを訪問し 国際部委員のみ総勢15名で、昨年12月10日

投資注目国となることが期待される。また、 近々に予定され、投資環境が一段と改善され する予定がある。 2006年に税務専門家制度を法制化し導入 ることが予想される。今後、日本企業からの ベトナムにおいては、WTOへの加盟が

ついて、調査研究するために今回の視察を実 た最近の動向及び最近の投資環境の実態等に にあるか、また、税務専門家制度導入に向け 現状の税制及税務行政がどのよう



最近のベトナム経済の現状と日 本企業の投資動向

について 馬場 雄一氏

後 について 市川匡四郎氏 視察訪問先概要

〔ジェトロ・ハノイセンター 所員〕 SCS国際会計事務所ベトナム 〔海外投資アドバイザー〕

投資先として再び注目されるベト

12月12日 (月)

午 前 ジェトロ・ハノイ・センター

説明者 ベトナム商工会議所

午

ACPAにて

第 班 10 名

ACPA監査・コンサルティング 班 5 名

テーマ 税務会計事務所の業務内容と経営

説明者 ファン・チィ・トゥン氏(取締役) ホワン・コイ氏 (副代表) [会計税務コンサルタント]

説明者 トラン・テイ・マイ・ホウン氏(副 税務行政の現況

説明者 テーマ 後 ICA (ベトナム資本個人監査コ ベトナム現地会計監査会社の経営 ンサルティング会社)のセミナー

12月14日 (水) 税務専門家制度導入に向けた税制 ベトナム財政省租税総局

パム・コック・フン氏 (副社長)

ファム・デュィ・クワン副総局長

他担当者6名

を担当する統括機関として財政省の中に租税 Taxation) がある。 総局(General ベトナムにおいて税制政策立案・税務行政 Department of

り、国内の税の統一的な管理を行う。実際の 租税総局は、税務行政全般を担当してお テーマ 商工会議所の概要と具体的活動に

説明者 ヴ・ティエン・ロク氏 (会頭) トラン・ホゥ・ラン氏 (経理部長)

して作成する予定であるので、ご覧いただき ものであり、報告書は本年3月下旬を目途と 本稿は、視察研修の内容の概要を報告する

2、ベトナム経済の現状

若年層中心の国である。 政治体制は、共産党 という状況で、この2都市への人口の集中化 で、ハノイ310万人ホーチミン570万人 の安定した国である。 教は80%が仏教を信仰するという、政治社会 の一党政権であり、民族は90%がキン族、宗 傾向にある。人口の70%が、35歳未満という 2100万人 地方部 6100万人) ベトナムの人口は、8200万人(都市部

ピ) であり、低廉豊富な労働力が存在する。 GDPは、3年でベトナム全体481ドル 5%をほぼ達成している。国民1人当たりの 計画 (2001年~05年) の目標成長率7・ ・3%という成長率を継続し、第7次5ヵ年 (ハノイ1060ピパホーチミン1682 経済成長率は、95年~04年の10年間平均7 対ベトナム投資の優位性として、技術習得

12月13日 (火)

っての問題点として、人材 (中間管理職)の 野でその強みが発揮される。また投資にあた 続の煩雑さ等があり、今後改善が望まれる。 不足、インフラの整備状況の不十分、行政手 れる。したがって、労働集約型輸出加工の分 力の高い、勤勉低廉な労働力の存在が認めら

・ロイヤリティ 税

個人所得税 (一律25%)

利益送金税

非居住者

・外国契約者税 (法人税相当分)

・ライセンス税

ベトナム税制と税務行政

は確定ではなく、3年に一度必ず実施される 約者税については毎年申告納付するが、それ 税、高額所得者所得税、特別消費税、外国契 申告賦課課税制度である。法人税、付加価値 税務調査によって確定する。 ベトナムの課税制度は申告納税ではなく、

を作成する企業は、監査法人の対象企業や有 ベトナムでは、会計基準に従って会計帳簿

執務は下部組織の省、都市の国税局及び区 郡の税務署を通して申告受付と徴税を行う。 税の種類

居 住 者

・個人所得税 (高額所得者向け個人所得税)

· 付加価値税 (Value Added Tax)

輸出入関税

土地家屋等登録税

環境税

・貨物税



執筆している関係上、不正確な点 本稿は、資料を部分的に整理 したところで (は御了承下

キム・ゴックベトナム大使館参事官、児島あ最後に、本視察研修にあたっては、ハー・ 長に大変なご尽力をいただき感謝申し上げま きベトナム商工会議所日本代表事 **予務所事務局**

す。改めて感謝を表す次第であり は、団員各位の協力の賜物と痛感しておりま す、段取り良く本視察研修が終了したこと っ ます。

第1章 総則 政令草案【05年12月14日現在 部抜粋】

第1条、適用範囲

録の条件と事業の条件を規定 よび税務サー ビスを提供する 本政令は税務相談を提供す る法人の登 正し、税務 る法人お

る。大多数の中小企業は、不正確な記帳を行 主申告制を実施している。 っている。このような状況下で、 行をするために、2省501社で 賦課制から自主申告納付制へのス 能な経理担当者を有している大企 立業のみであ 現在の申告 試験的に自 ムーズな移

4、ベトナムの税務専門家制 度導入の動き

政策の採択により市場経済制度を導入して20 会システムの構築が要求され、その一つとし 年が経つ。今日、その発展段階に合わせた社 て税務政策システムの構築も求められてい ベトナムは、1986年のドイモイ(刷新)

談、税務サービスの構成と実行に での税務改革に関する方針の中 万針として、そのための法整備を掲げてい ベトナム租税総局は、2001 -で、税務相 -年~10年ま 関する総括

他行を目指している。 (Decree) 草案* 1を作成し、 現在、税務専門家制度について、政令 2006年

組織で登録し事業活動を展開する について規定し、個人に資格を付与し、法人 内容は、税務相談業務、税務サービス業務 の構成となっ

おわりに

また、ハードスケジュールにもかかわら



ベトナム財政省租税総局前にて

相談員と税務サービス職員の条件と業 務を規定する。

3、ベトナムが締結、または加盟してい 2、税務相談を提供する法人および税務 相談員は、本政令の定めのほかに、 る国際条約が本政令と違った規定をす 他の規定を遵守しなければならない。 ルティングサー ビス提供に関するその 2002年11月5日付政府政令87/ る場合、国際条約の規定を適用するこ 2002/ND‐CP号によるコンサ

第2条、適用対象

び税務サービス提供法人に適用する。 談、税務サービスを経営しているすべ 本政令は、ベトナムにおいて税務相 ての経済セクター の税務相談法人およ

第3条、税務相談

とである。 い、専門知識に基づいて税務に関する 収集・処理を中立的かつ客観的に行 供することであり、税務に関する情報 書の締結により税務相談サービスを提 税務相談とは、クライアントとの契約 定に関する内容を実行するために問題 コメント・勧告を提案し、税務義務確 発見、解決法提案、計画立案を行うこ